

青梅市自立センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用する同法の条項を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市自立センター条例の一部を改正する条例

青梅市自立センター条例（昭和 62 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 14 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

第 3 条第 2 号中「第 18 条第 1 項の」の次に「規定による」を加える。

第 6 条第 2 号中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号および第 6 条第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。